



佐賀県

吉野ヶ里町

# 令和8年度 町有財産売却 一般競争入札案内書

---

入札参加申込受付期間 令和8年5月18日（月）～令和8年6月3日（水）

入札期間 令和8年6月11日（木）～令和8年6月24日（水）

吉野ヶ里町 財政協働課 管財係

電話 0952-37-0331

メールアドレス [zaiseikyodo@town.yoshinogari.lg.jp](mailto:zaiseikyodo@town.yoshinogari.lg.jp)

## ※本入札は、入札書を郵送にて提出して頂く 郵送型の一般競争入札です。

### 1. 売却物件について（位置図等は物件調書のとおり）

売却対象の建物は未登記であり、売却する土地及び建物は現状有姿での売却であることを承知し、入札参加を申し込むことになります。

また、町は耐久調査、地質調査、地盤調査、土壌調査、埋設物調査は行っていません。

#### 売却物件

物件番号	所在地	地目	実測面積	最低売却価格
1	吉野ヶ里町吉田 字三本柳 265-5	宅地	70.01 m <sup>2</sup>	2,191,313 円

### 2. 入札参加資格

入札は個人、法人を問わず参加できます。

ただし、次のいずれかの事項に該当する方は入札に参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定による清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- ③ 吉野ヶ里町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する暴力団等に該当する者
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けたものを除く）
- ⑥ 市町村税にかかる徴収金（本税及び延滞金）に滞納がある者
- ⑦ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑧ 当該入札物件に関する事務に従事する職員等

### 3. 入札参加申込

入札参加申込書及び以下の添付書類等を受付期間内に**持参**又は**郵送**してください。受付後、入札参加資格が認められた方に入札書及び入札保証金納付書等の書類をお送りいたします。

#### (1) 提出物

- ① 町有財産（土地）売却一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- ② 法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書（履歴事項））及び役員一覧、個人の場合は住民票の写し（個人番号の記載がないもの）
- ③ 市区町村税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がない事の証明書
- ④ 誓約書（様式第 2 号）
- ⑤ 委任状（様式第 5 号 該当者のみ）

※ 共有で申請する場合

- ・ 共有を希望する場合は、競争入札参加申込書に共有者を記載してください。共有者が 3 名以上となる場合は、申込書の裏面に共有者全員の住所、氏名、電話番号を記載し、共有者の印で押印してください。
- ・ 売買契約の契約者及び所有権移転登記にかかる登記権利者は共有者全員となります。
- ・ 添付書類（上記②・③・④の書類）は共有者全員のものを提出してください。
- ・ 入札手続きに関する代表者を 1 名決めて、ほかの共有者全員から代表者に対し、

入札に関する事項を委任する委任状を作成し、添付してください。入札に関する通知等の送付、保証金の納入通知書の宛名等は、委任を受けた代表者とします。

(2) 入札参加申込受付期間

令和8年5月18日(月)～令和8年6月3日(水) 17:15 必着

※郵送の場合、受付期間内に到達したものを有効とします。

※受付期間終了後の申込は受け付けません。

※提出された書類は返却いたしません。

(3) 提出方法

(1)の提出書類を、入札受付期間内に、下記の場所に**持参**又は**郵送**(一般書留郵便又は簡易書留郵便)してください。

〒842-8501

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321-2

吉野ヶ里町役場 三田川庁舎 財政協働課 管財係

4. 入札参加資格確認通知および入札書類の発送

入札参加資格の有無を記載した通知書は、順次発送します。入札参加資格が認められた方には、同通知書と併せて**入札書(様式第4号)**、**入札保証金納付書及び入札保証金還付口座振込依頼書(様式第3号)**を同封します。

5. 入札書類の郵送(郵便入札)

入札保証金を納付後、①**入札保証金納付済領収書の写し**と②**入札保証金還付口座振込依頼書(様式第3号)**、③**入札書**(入札書は入札書封筒に入れ、糊付けにより封かんし、印鑑で封印する10頁のイメージ図参照)を入札期間内に、下記の宛先に**持参**又は**郵送**(一般書留郵便又は簡易書留郵便)してください。

※入札書と封印に使用する印鑑はすべて同一のものを使用してください。

入札期間 令和8年6月11日(木)～令和8年6月24日(水) 17:15 必着

《宛先》〒842-8501

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321-2

吉野ヶ里町役場 三田川庁舎 財政協働課 管財係

※郵送の場合、受付期間内に到達したものを有効とします。

※入札期間終了後の入札は受け付けません。

## 6. 入札保証金

入札書を提出する前に、入札保証金を納付する必要があります。下記の要領に従って納付してください。

特に**入札保証金額**についてはご注意ください。

### (1) 入札保証金額

入札参加者は、入札保証金として**入札金額（※最低売却価格ではありません）の100分の5以上（1円未満切り上げ）**を、納入しなければなりません。

例)

入札金額 10,000,000 円 → 入札保証金 500,000 円以上  
入札金額 9,000,000 円 → 入札保証金 450,000 円以上

### (2) 支払方法

所定の納付書を用いて、指定金融機関で納付してください。

金額欄は空白のまま送付しますので、納めるべき金額をよくご確認のうえ、各自で記入し、金融機関で納付してください。

入札保証金の振込手数料は、入札者の負担となります。

### (3) 支払ができる金融機関等

- ・佐賀県農業協同組合各支所
- ・佐賀銀行本店及び各支店
- ・佐賀共栄銀行本店及び各支店
- ・佐賀東信用組合本店及び各支店
- ・吉野ヶ里町役場三田川庁舎 1階会計課（東脊振庁舎は納入不可）

### (4) 領収書（写し）の提出

入札保証金納付済領収書の写しは、前述のとおり入札書郵送の際に一緒に提出してください。

### (5) 入札後の取扱い

落札者になった場合は、契約保証金の一部に充当します。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、納入した入札保証金は吉野ヶ里町に帰属し、返金できませんのでご注意ください。

落札者にならなかった場合は、入札書と一緒に提出いただいた入札保証金還付請求書に基づき口座振込により還付します。還付には、概ね1か月ほどかかります。

なお、入札保証金には利息は付しません。

## 7. 落札者の決定

開札は、以下の日時・場所にて行います。

- ・令和8年6月26日（金）14：00～
- ・吉野ヶ里町役場三田川庁舎2階 第2会議室

### （1）開札の立会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができます（任意）。

開札場所に入場する際には、**本人確認書類（運転免許証等）**を提示してください。代理人が開札に立ち会う場合には、入札者に個別に郵送する委任状も併せて提示してください。

※入札者又は代理人の立会いが全くない場合は、本入札に係る事務に関係がない本町職員が立ち会い、開札を行います。

### （2）落札者の決定方法

開札の結果、予定価格（最低売却金額）以上であり、かつ、その開札における最高額で入札した方を落札者として決定します。

落札者となる入札者が2名以上あるときは、開札後直ちに、入札者が、くじを引き落札者を決定します。なお、対象の入札者の方が立ち会いに参加されていない場合には、本入札に係る事務に関係がない本町職員がくじを引きます。

### （3）入札の無効

入札金額にかかわらず、次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者が入札したもの
- ② 入札保証金が所定の額に達しないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が提出されたもの
- ④ 入札額が最低売却価格に達しないもの
- ⑤ 入札書の記名押印のないもの
- ⑥ 金額その他主要事項の記載がないものもしくは不明確なもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ 他者の名が記載されているもの
- ⑨ 他の入札案件との判別がつかないもの
- ⑩ 入札書の金額が訂正されたもの
- ⑪ 町が定める様式以外を用いて入札したもの
- ⑫ 法令、その他規定等に違反したもの

## 8. 落札者の決定の取消し

落札者決定後に、落札者に入札参加資格がない事が判明した場合、又は、落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札者決定を取り消します。この際、入札保証金は返金いたしません。

## 9. 開札結果の公表及び通知の送付

開札結果については吉野ヶ里町ホームページに掲載します。また、入札参加者全員に文書で通知します。

## 10. 契約保証金の納付・売買契約の締結・売買代金の納付

落札した方には、上記通知等と併せて契約手続についての案内及び必要書類を送付します。

### (1) 契約保証金の納付

令和8年7月3日（金）までに契約保証金（契約金額の100分の10以上）を町が発行する納入通知書により指定する金融機関で納付してください。この場合、入札時に納付していただいた**入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することとします。**

### (2) 売買契約の締結

- ①契約保証金納入確認後、売買契約を締結します。
- ②契約締結期限は令和8年7月3日（金）です。
- ③売買契約の名義人は落札者本人となります。
- ④入札保証金及び契約保証金を売買代金の一部に充当します。
- ⑤売買契約書作成に伴う印紙税は落札者の負担となります。

（参考）契約書に貼付する印紙代

契約金額が100万円を超え500万円以下の場合・・・1千円  
500万円を超え1千万円以下の場合・・・5千円  
1千万円を超え5千万円以下の場合・・・1万円  
※軽減措置後の金額です。

### (3) 売買代金の納付

町が発行する納入通知書により、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を一括で納付していただきます。

納付期限は、契約締結の日から60日以内です。

## 11. 契約上の条件

別紙契約書をご確認ください。

## 12. 所有権の移転等

- (1) 所有権移転登記にかかる登記権利者は落札者本人となります。
- (2) 所有権は売買代金の納入があった時に移転するものとし、同時に物件を引き渡したものとします。
- (3) 物件は現状有姿のまま引き渡します。したがって、物件に樹木やフェンス、ブロック等の工作物、越境物、地下埋設物等がある場合でもそのままの引き渡しとなり、撤去、移設の費用などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切吉野ヶ里町では行いません。
- (4) 所有権移転登記手続は吉野ヶ里町が行います。
- (5) 所有権移転登記に伴う登録免許税は落札者の負担とします。
- (6) 売買契約締結後に物件の受領書を、所有権移転登記の完了後に登記識別情報通知の受領にかかる受領書を提出していただきます。

## 13. 辞退

令和8年度町有財産売却一般競争入札参加申込書の提出後に辞退する場合、すみやかに辞退届を提出してください。

## 14. その他（注意事項等）

- (1) 現地には、貼り紙を設置しています。現地説明会は実施しませんので、入札に参加される方は必ず現地を確認してください。現地を確認される際には、売却地周辺の居住者の方に迷惑をかけないように注意してください。
- (2) 入札に当たっては、この一般競争入札案内書のほか、町有財産（土地）売買契約書（案）、その他物件調書等を十分理解のうえ入札してください。
- (3) 一般競争入札の参加申込状況についてはお答えしておりません。
- (4) 建物を建築するにあたっては、建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず各自において関係機関にご確認ください。
- (5) 物件に係る土壌汚染・地下埋設物等の調査は行っていません。
- (6) 越境物に関して、吉野ヶ里町では越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。
- (7) 越境物に関する隣接所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です。）。)
- (8) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符号しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減額を請求することができません。

- (9) 売買契約締結後、吉野ヶ里町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。また、売買代金の減額を請求することはできません。
- (10) 上水道、下水道、電気等に関しては、吉野ヶ里町では引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設の負担金の支出等は一切行いませんので、各自において下記の連絡先にお問い合わせください。

【上水道関係】佐賀東部水道企業団

電話 0952-30-6151 FAX 0952-30-6154

【下水道関係】吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 1階 建設事業課上下水道係

電話 0952-37-0348 FAX 0952-53-1106

【電 気】九州電力佐賀営業所

電話 0120-986-303

15. 入札に関するお問い合わせ先

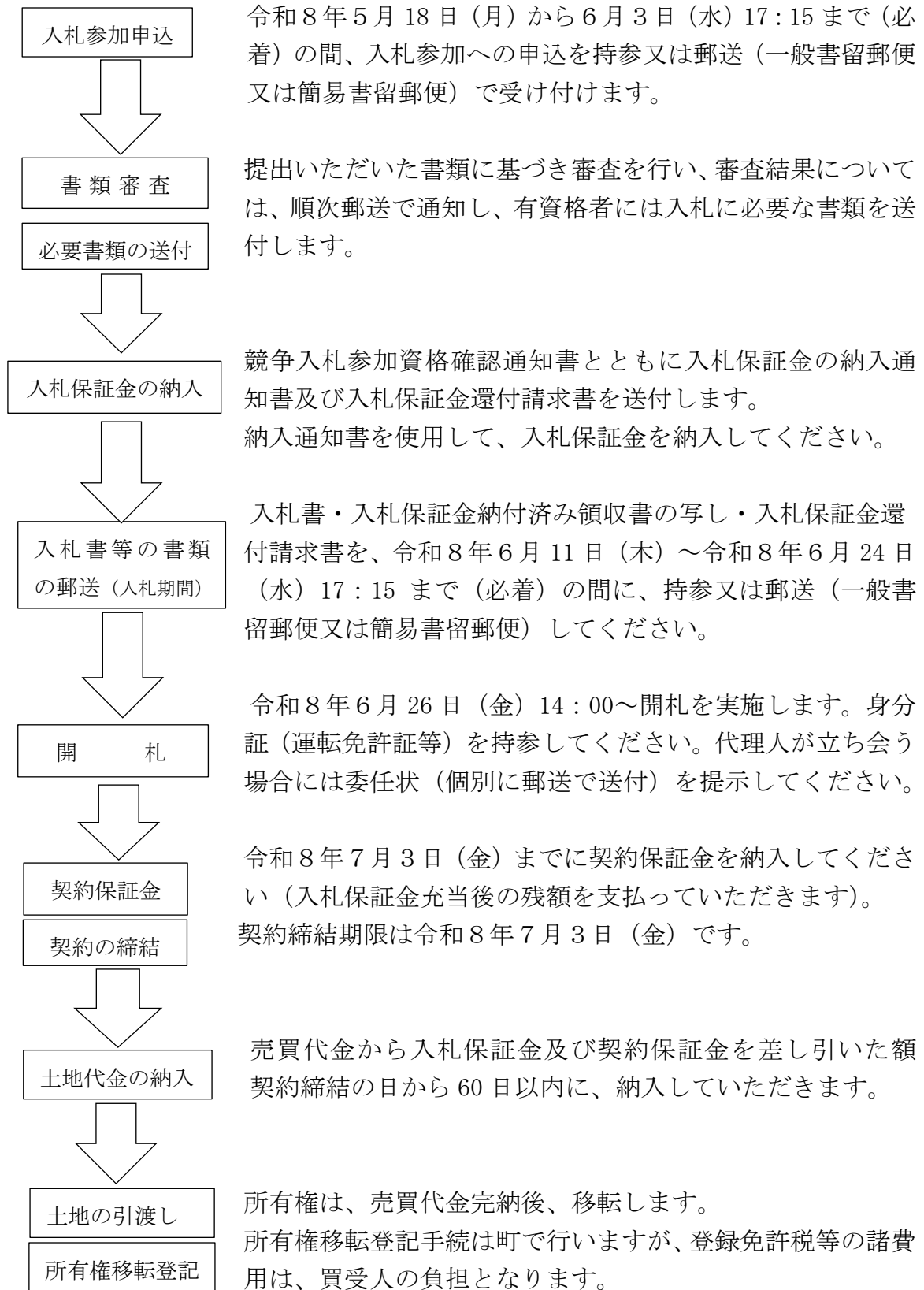
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

吉野ヶ里町役場三田川庁舎 1階 財政協働課 管財係

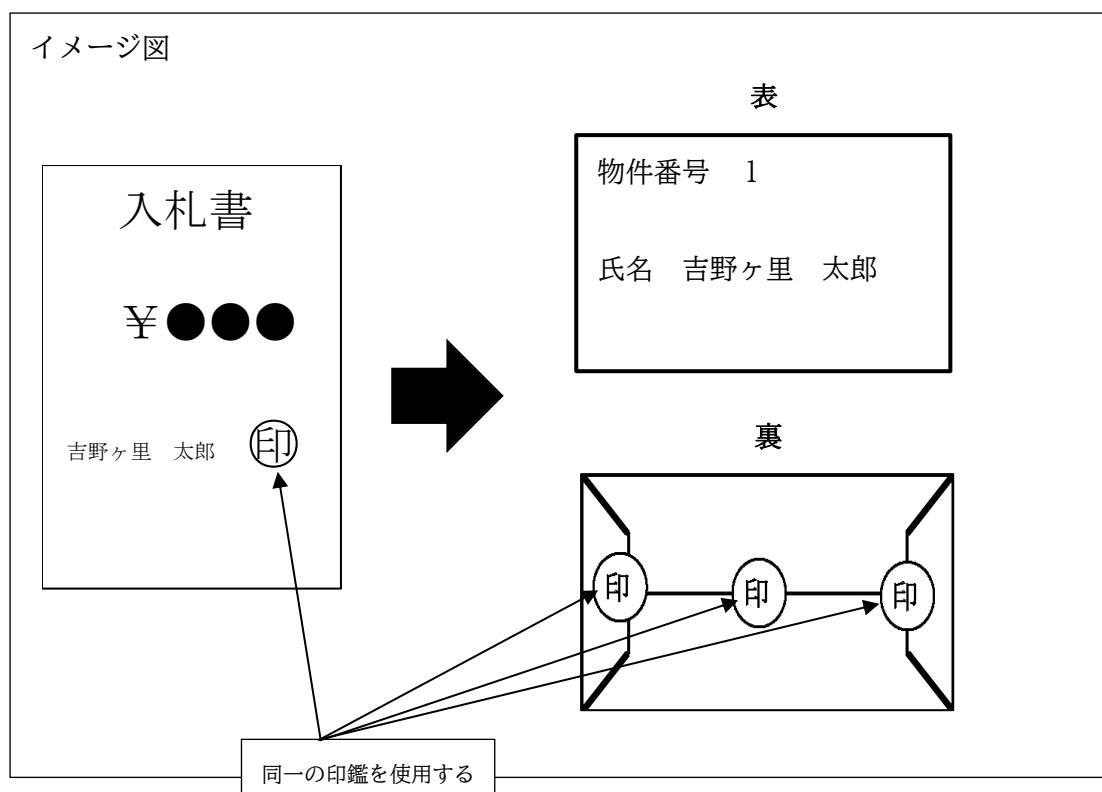
電話 0952-37-0331 FAX 0952-52-6189

Eメール [zaiseikyodo@town.yoshinogari.lg.jp](mailto:zaiseikyodo@town.yoshinogari.lg.jp)

## 一般競争入札による町有地売却の流れ（概要）



## 入札書封入の方法について



### 手順

1. 入札書を作成する。
2. 入札書を入札書封筒に入れ押印して封印する。
3. 入札書封筒表面には物件番号及び入札者の氏名を記入する。
4. 封印した入札書封筒及び入札保証金納付済領収書の写し、  
入札保証金還付請求書を郵送用封筒に封入する。  
※持参する場合も封筒に封入してください。
5. 持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）する。